# 合併処理浄化槽事業のお知らせ

間地域整備課 ☎72-6936

# 住宅・併用住宅の浄化槽(市町村設置型浄化槽)

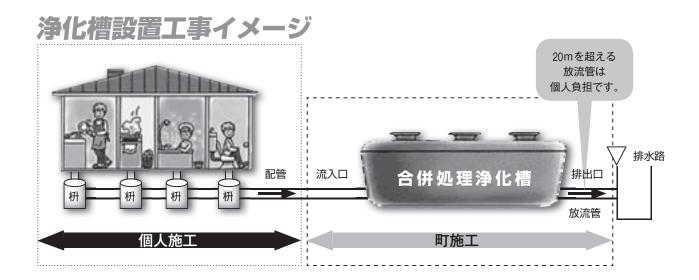
浄化槽は町で設置し、使用料を財源に、維持管理を町が実施します。

## (1)対象浄化槽(50人槽までの浄化槽)

- ・居住用の住宅に接続する合併処理浄化槽であること(事業用住宅は除く)。
- ・店舗などの併用住宅の場合は、居住部分が全体の2分の1以上であること。
- ・浄化槽敷地の問題などで、複数の住宅が共同で設置する場合。

### (2)工事実施

- ・家庭内の排水から浄化槽までの接続は、使用者(住宅所有者)に行っていただきます。
- ・浄化槽本体および20mまでの浄化槽放流管工事は町が実施します。
- ・浄化槽本体設置工事は、町の指定する「指定工事店」の中から選定できます。
- ・浄化槽からの放流管が20mを超える場合、駐車場として使用するなどの理由により荷重化工事を行う場合は、その分の施工経費は個人負担となります。



# (3)経費(使用者にご負担いただく額)[11人槽以上は別途ご相談ください]

①設置分担金 25万円(10人槽まで) ※工事施工前に納入いただきます。

②使用料(月額) 5 人槽=3,465円 7人槽=4,725円 10人槽=5,040円 ※月ごとに納入いただきます。

浄化槽の管理、清掃、法定点検は町が事業者に委託し実施します。

③管理経費 浄化槽を設置・運転する上での電気料、清掃に伴う水道料は利用者個人にご負担いただきます。

④奨励補助金 当該事業で整備した浄化槽申請者は、小野町浄化槽整備推進事業奨励補助金交付要綱に基づく補

助を受けることができます(平成23年度の補助金額は7万円です)。

### (4)申し込み・使用開始までの流れ

- ①申請者には、実際に浄化槽工事を行う「浄化槽設置指定工事店」を選定していただきます。
  - ・施工事業者は、町が指定する「浄化槽設置指定工事店 |に限ります。